

三重県公報

令和6年4月26日 (金)

第 510 号

毎週火・金曜日発行

		目	次				
(番号)	(題)	名)		(担当)		(頁)
	告 示						
319	生活保護法の規定による医療	療扶助のための医療を	担当する機関の指定	(地域	福祉課)	2
320	生活保護法の規定による指揮	定医療機関からの当該	事業の廃止の届出	(同)	2
321	生活保護法の規定による指定	定医療機関からの当該	事業の休止の届出	(同)	2
322	生活保護法の規定による医療	療扶助のための施術を	担当する施術者の指定	(同)	2
323	中国残留邦人等の円滑な帰 特定配偶者の自立の支援に 療を担当する機関の指定			(同)	2
324	中国残留邦人等の円滑な帰 特定配偶者の自立の支援に 事業の廃止の届出			(同)	3
325	中国残留邦人等の円滑な帰 特定配偶者の自立の支援に 事業の休止の届出			(同)	3
326	中国残留邦人等の円滑な帰 特定配偶者の自立の支援に 術を担当する施術者の指定			(同)	3
327	農産物検査法の規定によるは	地域登録検査機関からの	の登録事項の変更の届出	(農産物 課)	安全・流	通	3
328	保安林の指定をする予定でる	ある旨の通知		(治山	林 道 課)	4
329	保安林の指定施業要件を変	更する予定である旨の	 通知	(同)	5
330	道路の区域変更及びその関係	系図面の縦覧		(道路	管理課)	6
331	道路の供用開始及びその関係	系図面の縦覧		(同)	7
	公告						
	国土調査に係る成果の認証			(水資源 ジェクト	・地域プロ 、課)	1	7
	同件			(同)	7
	同件			(同)	8
	土地改良区役員の退任及び記	光任の届出		(農地	調整課)	8
	同件			(司)	8
	土地改良区の定款変更の認っ	可		(司)	9
	同件			(同)	10
	同件			(同)	10
	同件			(同)	10
	土地改良事業計画を定めた	旨及びその関係書類の 網	従覧	(司)	10
	同件			(同)	10
	同件			(同)	11
	公共測量を実施する旨の通知	印		(公共	用地課)	11
	公共測量が終了した旨の通知	ED .		(同)	11
	同件			(同)	11
	建築基準法の規定による道具	烙の位置指定及びその	関係図書の縦覧	(建築	開発課)	12

告 示

三重県告示第 319 号

生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 49 条の規定により、次のとおり医療扶助のための医療を担当させる機関を指定しました。

令和6年4月26日

三重県知事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
津城山さとうクリニック	津市久居小野辺町 1130-7	令和6年4月1日
レディースクリニックNORIKO	津市納所町 686-1	令和6年3月1日
鈴鹿内科・呼吸器内科	鈴鹿市南玉垣町 2852-3	令和6年4月1日
いしが在宅ケアクリニック鈴鹿	鈴鹿市高岡町 644 番地 2	令和6年4月1日
紀南病院附属あたわ在宅診療所	南牟婁郡御浜町大字阿田和 177	令和6年4月1日
中尾歯科 まつもと診療所	四日市市松本3丁目9-9	令和6年4月1日
ともファミリー歯科・矯正歯科	鈴鹿市白子駅前3番1号	令和6年4月1日
虹が丘訪問看護ステーション	松阪市上川町 215 番地 1	令和6年3月1日
訪問看護ステーションシェルホーム	四日市市新正1丁目8-18	令和6年4月1日

三重県告示第 320 号

生活保護法 (昭和 25 年法律第 144 号) 第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和6年4月26日

三重県知事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	廃止年月日
医療法人津西産婦人科	津市納所町 686 番地 1	令和6年2月29日
やましたこどもクリニック	三重郡朝日町縄生 651 番地	令和6年2月29日
イオン薬局津店	津市桜橋 3-446	令和6年2月20日

三重県告示第 321 号

生活保護法 (昭和 25 年法律第 144 号) 第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から当該事業の休止の届出がありました。

令和6年4月26日

三重県知事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	休止年月日
森歯科診療所	伊勢市御薗町新開 469-36	令和6年2月17日

三重県告示第 322 号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第49条の規定により、医療扶助のための施術を担当する施術者を指定しました。

令和6年4月26日

三重県知事 一 見 勝 之

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
幾田 健弥	だるま接骨院	四日市市富田一色町 12-5	令和6年4月8日
舘 代理子	タチ治療院	鈴鹿市深溝町 1630	令和6年4月1日

三重県告示第 323 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する 法律(平成6年法律第30号)第14条第4項において準用する生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の 規定により、次のとおり医療支援給付のための医療を担当させる機関を指定しました。

令和6年4月26日

三重県知事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
津城山さとうクリニック	津市久居小野辺町 1130-7	令和6年4月1日
レディースクリニックNORIKO	津市納所町 686-1	令和6年3月1日
鈴鹿内科・呼吸器内科	鈴鹿市南玉垣町 2852-3	令和6年4月1日
いしが在宅ケアクリニック鈴鹿	鈴鹿市高岡町 644 番地 2	令和6年4月1日
紀南病院附属あたわ在宅診療所	南牟婁郡御浜町大字阿田和 177	令和6年4月1日
中尾歯科 まつもと診療所	四日市市松本3丁目9-9	令和6年4月1日
ともファミリー歯科・矯正歯科	鈴鹿市白子駅前3番1号	令和6年4月1日
虹が丘訪問看護ステーション	松阪市上川町 215 番地 1	令和6年3月1日
訪問看護ステーションシェルホーム	四日市市新正1丁目8-18	令和6年4月1日

三重県告示第 324 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する 法律(平成6年法律第30号)第14条第4項において準用する生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の 2の規定により、次のとおり指定医療機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和6年4月26日

三重県知事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	廃止年月日
医療法人津西産婦人科	津市納所町 686 番地 1	令和6年2月29日
やましたこどもクリニック	三重郡朝日町縄生 651 番地	令和6年2月29日
イオン薬局津店	津市桜橋 3-446	令和6年2月20日

三重県告示第 325 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する 法律(平成6年法律第30号)第14条第4項において準用する生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の 2の規定により、次のとおり指定医療機関から当該事業の休止の届出がありました。

令和6年4月26日

三重県知事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	休止年月日
森歯科診療所	伊勢市御薗町新開 469-36	令和6年2月17日

三重県告示第326号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する 法律(平成6年法律第30号)第14条第4項において準用する生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(同 法第55条において準用する場合を含む。)の規定により、医療支援給付のための施術を担当する施術者を指定し ました。

令和6年4月26日

三重県知事 一 見 勝 之

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
幾田 健弥	だるま接骨院	四日市市富田一色町 12-5	令和6年4月8日
舘 代理子	タチ治療院	鈴鹿市深溝町 1630	令和6年4月1日

三重県告示第 327 号

農産物検査法(昭和26年法律第144号)第17条第7項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録事項の変更の届出がありましたので、同条第9項の規定により公示します。

令和6年4月26日

三重県知事 一 見 勝 之

1 登録年月日及び登録番号

平成13年6月22日 第1号

2 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
津安芸農業協同組合	代表理事組合長 水谷 隆	三重県津市一色町 211 番地

- 3 変更内容
- (1) 農産物検査員の追加

氏名	農産物の種類	証明書番号
倉田 慶彦	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K242023637
嶌田 雄斗	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K242023638

(2) 農産物検査員の抹消

氏名	農産物の種類	証明書番号
小菅 健司	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K2427042
伊藤 徳将	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K242022601

三重県告示第 328 号

森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予 定である旨通知がありましたので、同法第 30 条の規定により告示します。

令和6年4月26日

三重県知事 一 見 勝 之

第1

1 保安林予定森林の所在場所 北牟婁郡紀北町馬瀬字柿木谷 280・281 (以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。)、281 の 1、285

2 保安林指定の目的 土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で 定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び紀北町 役場に備え置いて縦覧に供します。)

第 2

1 保安林予定森林の所在場所 津市白山町垣内字南布引 27 の 136

2 保安林指定の目的

水源の涵養

- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で

定める標準伐期齢以上のものとする。

- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は省略し、その関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び津市役所に備え置いて縦覧に供します。)

三 重 県 公 報

三重県告示第 329 号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知がありましたので、同法第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和6年4月26日

三重県知事 一 見 勝 之

第 1

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 四日市市(国有林。次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は定めない。

- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で 定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び四日市 市役所に備え置いて縦覧に供します。)

第2

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 いなべ市(国有林。次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 いなべ市(次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で 定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及びいなべ 市役所に備え置いて縦覧に供します。)

第3

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 亀山市(国有林。次の図に示す部分に限る。)、亀山市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は定めない。

- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で 定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び亀山市 役所に備え置いて縦覧に供します。)

第 4

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

北牟婁郡紀北町(国有林。次の図に示す部分に限る。)、尾鷲市・北牟婁郡紀北町(以上1市1町について次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は定めない。

- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で 定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課、尾鷲市役所及び紀北町役場に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 330 号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更しました。 なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供します。 令和6年4月26日

三重県知事 一 見 勝 之

第1

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路 線 名 25号
- 3 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
亀山市加太市場字市場 3347番 5 地先から	旧新	5.5~21.6	320. 0
亀山市加太梶ケ坂字梶ケ坂 3619 番 1 地先まで	新	8. 2~37. 8	302. 0

第 2

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 六軒鎌田線
- 3 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
松阪市松崎浦町字栄 585 番地先から	田	6.0~16.8	105. 2
松阪市松ヶ島町字薬師前 850 番地先まで	旧新	7.3~10.0	79. 0

第3

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 阿児磯部鳥羽線

3 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
鳥羽市石鏡町字富山 132 番 4 地先内	旧	6.5~27.6	13.8
局初川石爽町于畠田 152 偖 4 地元四	新	6.5~24.6	13.8

三重県告示第 331 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始します。 なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供します。 令和6年4月26日

三重県知事 一 見 勝 之

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 南濃北勢線	いなべ市北勢町二之瀬字高塚 1475 番 1 地先から いなべ市北勢町二之瀬字高塚 1474 番 5 地先まで	令和6年5月2日
県道 阿児磯部鳥羽線	鳥羽市石鏡町字平均 303 番 5 地先から 鳥羽市石鏡町字平均 303 番 13 地先まで	令和6年4月26日
県道 阿児磯部鳥羽線	鳥羽市石鏡町字富山 132 番 4 地先内	令和6年4月26日

公 告

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査に係る成果を認証しました。

令和6年4月26日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 調査を行った者の名称
 - 伊勢市
- 2 調査を行った期間

令和元年11月から令和4年3月まで

3 成果の名称

伊勢市(村松3地区、村松4地区)の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

伊勢市大字村松町地内

5 認証年月日

令和6年4月8日

国土調査法 (昭和 26 年法律第 180 号) 第 19 条第 2 項の規定により、次のとおり国土調査に係る成果を認証しました。

令和6年4月26日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 調査を行った者の名称
 - 亀山市
- 2 調査を行った期間

令和2年11月から令和4年3月まで

3 成果の名称

亀山市(中町④地区)の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

亀山市関町木崎地内 ほか

5 認証年月日

令和6年4月8日

国土調査法 (昭和 26 年法律第 180 号) 第 19 条第 2 項の規定により、次のとおり国土調査に係る成果を認証しました。

令和6年4月26日

三重県知事 一 見 勝 之

1 調査を行った者の名称

鳥羽市

2 調査を行った期間

令和2年12月から令和5年3月まで

3 成果の名称

鳥羽市 (畔蛸3地区) の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

鳥羽市畔蛸町地内 ほか

5 認証年月日

令和6年4月8日

土地改良法 (昭和 24 年法律第 195 号) 第 18 条第 17 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

令和6年4月26日

三重県知事 一 見 勝 之

伊倉津井土地改良区(津市雲出伊倉津町 1112-3)

退任理事

退仕埋爭						
津市雲出位	伊倉津町	1112-3	大	田	茂	生
JJ	"	967-1	飯	坂	友	郷
JJ	"	1149-7	加	藤	徳	義
IJ	"	1145-22	枝	Ш	善	継
JJ	<i>II</i>	840-1	太	田	静	男
JJ	<i>II</i>	561	Ш	北	_	郎
JJ	<i>II</i>	1065	Щ	本	和	司
退任監事						
津市雲出	伊倉津町	998	伊	藤	泰	士
"	"	552	Ш	北	幸	伸
JJ	"	970-1	太	田	雅	也
就任理事						
津市雲出位	伊倉津町	1112-3	大	田	茂	生
JJ	"	967-1	飯	坂	友	郷
"	"	1149-7	加	藤	徳	義
JJ	"	1145-22	枝	Ш	善	継
JJ	<i>II</i>	840-1	太	田	静	男
JJ	<i>II</i>	561	Ш	北	_	郎
"	<i>)</i>	1065	Щ	本	和	司
就任監事						
津市雲出位	尹倉津町	998	伊	藤	泰	士
"	IJ	552	Ш	北	幸	伸
"]]	970-1	太	田	雅	也

土地改良法 (昭和 24 年法律第 195 号) 第 18 条第 17 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

令和6年4月26日

三重県知事 見 勝 之 松阪東黒部土地改良区(松阪市東黒部 628 番地 3) 退任理事 松阪市蓮花寺町 36 番地 神 部 明 和 // 柿木原町 214 番地 浅 沼 信 幸 土古路町 364 番地 西 尾 委 師 出間町 56 番地 1 三 宅 男 範 大垣内町 59 番地 光 秀 来 神守町 27 番地 西 П 信 夫 牛草町12番地6 西 浦 寬 明 IJ 乙部町 186 番地 森 下 幹 也 東黒部町 329 番地 之 IJ Ш 西 浩 IJ IJ 379 番地 松 葉 揮 573 番地 Ш 村 満 IJ IJ 守 伸 IJ 553 番地 竹 IJ 597番地5 北 村 光 行 IJ IJ IJ 498 番地 鈴 木 重 身 IJ 1020 番地 1 鈴 木 克 己 IJ 退任監事 松阪市柿木原町 180 番地 浅 沼 孝 也 〃 垣内田町 148 番地 西 原 久 雄 **〃** 東黒部町 296 番地 =好 昭 夫 就任理事 松阪市蓮花寺町 36 番地 神 部 明 和 柿木原町 188 番地 浅 沼 政 信 土古路町 338 番地 北川 誠 出間町 26 番地 長谷川 清 IJ 子 IJ リ 44番地 西 Ш 律 大垣内町 56 番地 Ш 崎 健 三 神守町 68 番地 鈴 木 浩 IJ 牛草町 31 番地 本 松 泰 IJ 乙部町 181 番地 生 飯 田 英 東黒部町 323 番地 道 利 行 珎 IJ IJ 424 番地 高 畑 清 治 402 番地 實 IJ 本 Щ IJ IJ 544 番地 鈴 木 慎 也 IJ IJ 676 番地 芦 田 保 1059 番地 금 IJ IJ 鈴 木 正 999番地 出 和 弘 西 IJ IJ 498 番地 まち子 IJ IJ 木

土地改良法 (昭和 24 年法律第 195 号) 第 30 条第 2 項の規定により、松阪西黒部土地改良区 (松阪市高須町 4649 番地) の定款の変更を認可しました。

令和6年4月26日

松阪市柿木原町 180 番地

〃 垣内田町 148 番地

〃 東黒部町 296 番地

就任監事

三重県知事 一 見 勝 之

浅 沼 孝 也

西

原久雄

三 好 昭 夫

土地改良法 (昭和 24 年法律第 195 号) 第 30 条第 2 項の規定により、須賀井用水土地改良区 (松阪市嬉野権現前町 423 番地 2) の定款の変更を認可しました。

令和6年4月26日

三重県知事 一 見 勝 之

土地改良法 (昭和 24 年法律第 195 号) 第 30 条第 2 項の規定により、一志南部用水土地改良区 (松阪市小阿坂町 3315 番地) の定款の変更を認可しました。

令和6年4月26日

三重県知事 一 見 勝 之

土地改良法 (昭和 24 年法律第 195 号) 第 30 条第 2 項の規定により、大安町石榑南外二大字土地改良区 (いなべ市大安町石榑南 505 番地) の定款の変更を認可しました。

令和6年4月26日

三重県知事 一 見 勝 之

土地改良法 (昭和 24 年法律第 195 号) 第 87 条第 1 項の規定により、農村地域防災減災事業 用排水施設等整備事業 (小規模) 中ノ庄地区の計画を定めましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に三重県知事に審査請求をすることができます。また、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、三重県を被告として(訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。)、この計画の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、この計画の取消しの訴えを提起することができます (なお、上記の期間が経過する前であっても、この計画が定められた日 (審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があった日)の翌日から起算して1年を経過した場合は、この計画の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

令和6年4月26日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 縦覧に供すべき書類の名称 土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間

令和6年4月30日から同年5月29日まで

3 縦覧の場所

松阪市北部農林水産事務所(松阪市嬉野町1434番地)

土地改良法 (昭和 24 年法律第 195 号) 第 87 条第 1 項の規定により、農村地域防災減災事業 用排水施設等整備事業 (小規模) 嬉野田村地区の計画を定めましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に三重県知事に審査請求をすることができます。また、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、三重県を被告として(訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。)、この計画の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、この計画の取消しの訴えを提起することができます (なお、上記の期間が経過する前であっても、この計画が定められた日 (審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があった日)の翌日から起算して1年を経過した場合は、この計画の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

令和6年4月26日

三重県知事 一 見 勝 之

1 縦覧に供すべき書類の名称 土地改良事業計画書の写し 2 縦覧の期間

令和6年4月30日から同年5月29日まで

3 縦覧の場所

松阪市北部農林水産事務所(松阪市嬉野町1434番地)

土地改良法 (昭和 24 年法律第 195 号) 第 87 条第 1 項の規定により、農村地域防災減災事業 防災重点農業用ため池緊急整備事業 ため池総合整備工事 一般整備型 小規模 浄土池地区の計画を定めましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に三重県知事に審査請求をすることができます。また、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、三重県を被告として(訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。)、この計画の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、この計画の取消しの訴えを提起することができます (なお、上記の期間が経過する前であっても、この計画が定められた日 (審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があった日)の翌日から起算して1年を経過した場合は、この計画の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

令和6年4月26日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 縦覧に供すべき書類の名称 土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間

令和6年4月30日から同年5月29日まで

3 縦覧の場所

鈴鹿市産業振興部耕地課(鈴鹿市神戸一丁目 18番 18号)

測量法 (昭和 24 年法律第 188 号) 第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を 実施する旨、三重県伊勢建設事務所長から通知がありました。

令和6年4月26日

三重県知事 一 見 勝 之

1 作業種類

公共測量(3級基準点測量)

2 作業期間

令和6年4月17日から同年11月13日まで

3 作業地域

度会郡大紀町野原

測量法 (昭和24年法律第188号) 第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量が令和6年3月21日に終了した旨、三重県知事から通知がありました。

令和6年4月26日

三重県知事 一 見 勝 之

1 作業種類

公共測量 (航空レーザ測量)

2 作業地域

津市の一部、松阪市の一部、多気郡多気町の一部、同郡大台町の一部及び度会郡大紀町の一部

測量法 (昭和24年法律第188号) 第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量が令和6年3月21日に終了した旨、三重県知事から通知がありました。

令和6年4月26日

三重県知事 一 見 勝 之

1 作業種類

公共測量 (航空レーザ測量)

2 作業地域

桑名市の一部、名張市の一部、いなべ市の一部、伊賀市の一部及び三重郡菰野町の一部

建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 42 条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定しました。

なお、関係図書は、三重県桑名建設事務所に備え置いて縦覧に供します。

令和6年4月26日

三重県知事 一 見 勝 之

指年月	定	申 請 者			道路幅員及び延長			
	月	日	氏 名	住 所	道路の位置	道 路 号	幅 員 (m)	延 長 (m)
	和 6 月 12		株式会社 J S I 代表取締役 松田 信敏	三重県津市白山町北家城 1000	員弁郡東員町大字六 把野新田字花ノ池 306-13	A	5. 9	20.3

発行 **三 重 県**

三重県津市栄町1丁目891 三重県総務部法務・文書課 電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 https://www.pref.mie.lg.jp/